平成３０年（フ）第１８号
青森市卸町10番７号　サンシャイン舞105号
債務者　川村千鶴子
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１９号
青森市長島２丁目３番１号　西村みつ方
債務者　川村　　歩
1　決定年月日時　平成30年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７２２号
神奈川県平塚市南金目2270番地の１
債務者　草薙　禎明
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１１６号
神奈川県平塚市広川55番地の１　添田ハイツ202、前住所神奈川県平塚市片岡926番地の12
債務者　井上　　弘
1　決定年月日時　平成30年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第７０号
沖縄県那覇市識名３丁目２番10号
債務者　**棚**原　徳藏
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１０３号
千葉県松戸市栄町８丁目648番地の４
債務者　星　美代子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１４１号
千葉県松戸市仲井町１丁目80番地の７
債務者　鳥山美惠子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１５０号
千葉県松戸市新松戸北２丁目６番地の15
ジュネパレス新松戸第53―104号
債務者　青柳　　剛
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１８１号
千葉県松戸市松戸新田520―14、住民票上の住所茨城県石岡市東田中416番地１
債務者　宮木　智博
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第６２号
沖縄県浦添市西原６丁目21番５号
債務者　宮國奈保子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第６３号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目431番地１
石嶺第二市営住宅１―505
債務者　島袋　寿子
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第２４１８号
東京都豊島区南長崎５丁目２－７
破産者　湯原恵理子
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５４８号
東京都大田区大森中２丁目２―12
破産者　高橋　修武
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９６０号
東京都世田谷区宮坂１丁目42番17号　第一建築ビル102号
破産者　うおやま株式会社
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９７６号
東京都新宿区西新宿７丁目22番９号　西新宿ワイビル４Ｆ（株式会社メタシステムズ内)、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋本町４丁目15番１号
破産者　株式会社エービーエル
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７３０３号
東京都北区神谷１丁目５－２
破産者　清水美紀子
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２６９号
東京都府中市若松町４丁目19―11―103
破産者　猪爪　俊之
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２７１号
東京都板橋区坂下２丁目１番２号
破産者　有限会社若井商事
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８３３８号
東京都品川区東五反田１丁目11番７号
破産者　ディフェンス・レイバー・エアロ株式会社
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部